

平成 16 年 4 月 13 日

排出権取引に関する会計処理の今後の検討の進め方

I 排出権取引ワーキンググループ(WG)設置の経緯

京都議定書遵守のための国内制度構築の一環として排出権取引に関する会計処理を企業会計基準委員会において検討されたいという関係省庁からの要請を受け、平成 15 年 10 月 10 日の第 42 回企業会計基準委員会で、排出権取引の検討を開始することが確認された（別紙参照）。京都議定書の発効を待たずに検討を開始した背景には、一部の企業において排出権（以下、クレジットという。）取得に向けたファンド購入、クリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトの実施等の経済実態が先行しているという事実を踏まえてのことである。この委員会における検討開始の決定を受け、平成 15 年 12 月から外部メンバー（産業界、監査人、学識経験者及び関係省庁）を含む WG（非公開）にて意見交換等をこれまで何度か行ってきた。

II 今後の進め方

(1)排出権取引専門委員会（仮称）の設置

WG においては、現状のクレジット取得のための経済実態を踏まえ、取得したクレジット等に関する会計処理の取扱いを明らかにする具体的検討を行ってはどうかという結論に至った。このため、排出権取引専門委員会（仮称）を設置し、検討の場を移して行うこととしたい。

(2)検討対象

我が国の京都メカニズムに関する制度設計上、個別企業に排出枠を課し、未達成の場合の罰則を設けることは、現時点では想定されていない。したがって、当面、会計処理の検討は、市場での売買、ファンドへの出資および CDM プロジェクトの実施等によるクレジットの取得を中心に行うことが考えられる。

(3)最終公表物の形態とスケジュール

当面必要と考えられる会計処理の取扱いは、現行の会計基準の枠内で検討することとなるため、半年から 1 年を目途に「実務対応報告」を公表することが考えられる。

以 上

審議事項（5）

企業会計基準委員会 排出権取引専門委員会 名簿（案）

	氏 名	備 考
専門委員長	石 井 泰 次	企業会計基準委員会 委員（常勤）
専門委員	西 川 郁 生	企業会計基準委員会 委員（常勤）
専門委員	小 宮 山 賢	日本公認会計士協会 常務理事（※）
専門委員	逆 瀬 重 郎	(株)日立製作所 財務一部主管（※）
専門委員	黒 川 行 治	慶應義塾大学 商学部教授
専門委員	稗 田 靖	東京電力(株) 環境部 国際業務グループマネージャー
専門委員	大 串 卓 矢	(株)中央青山サステナビリティ認証機構 取締役 公認会計士
専門委員	秋 葉 賢 一	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	藤 森 博 史	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	中 村 伸 一	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	湯 川 喜 雄	企業会計基準委員会 専門研究員
専門委員	堀 江 徳 至	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	川 島 明	企業会計基準委員会 研究員
専門委員	古 内 和 明	企業会計基準委員会 研究員

（※） 企業会計基準委員会委員（非常勤）

「排出権取引の会計処理」についての検討案

I 背景

京都議定書¹では、「排出権」の創出や購入・売却という経済原理を利用しながら効率よく温室効果ガス（GHG）の削減を行うという考え方（京都メカニズム²）を一部に取り入れている。2008年から5年間の運用に向けて検討が進められているものの、国内的には制度的な仕組みは整備の過程にある。

既に一部の企業により、自主的に「排出権」及びその関連商品の取引が行われており、また、今後、国内での制度設計を進め、「排出権」の取引の円滑化を図る上でも、法律及び税務上の取扱いと同様に、企業会計上の取扱いの明確化が期待されている。

II 検討の進め方

実務上、必要性が高まった段階で何らかの公表物を作成することを念頭に、まずは、実務対応専門委員会の専門委員（取引に詳しいオブザーバー、参考人の参加も含む。）を中心に、WG（非公開）にて検討を進めてはどうか。そのようなスタディを踏まえ、本テーマとして取り上げた際には、意見の集約がスムーズに行われることが期待される。

III 検討対象

どのような取引を取り扱うかの確認も含めて今後、検討する必要があるが、例えば、当面の会計処理の検討は、市場での売買やファンド出資による取得、開発等によるクレジット³の取得を中心に行うことが考えられる⁴。

以上

¹ 1997年京都で開催された第3回国連気候変動枠組条約（UNFCCC）締約国会議（COP3）において2008年～2012年における温室効果ガス排出量を1990年比で欧州－8%、米国－7%、日本－6%に削減する数値目標を課す「京都議定書」が採択された。京都議定書は①55ヶ国以上の批准と、②批准した先進国（附属書（Annex）I国）の1990年におけるCO₂排出量が附属書I国全体の55%以上、の二つの条件を満たしてから90日後に、京都議定書を批准した国に対して発効する（なお、日本は2003年に批准しており、現在の批准状況はCO₂排出量が附属書I国全体で44%）。

² GHG排出削減目標達成のための措置で、先進国と途上国間の排出削減であるクリーン開発メカニズム（CDM）や先進国間の共同実施（JI）、先進国間の排出権取引を指す。

³ 一定の排出量以下に削減した場合、新たに発生する排出権を、特にクレジットという場合がある。

⁴ なお、2003年5月に公表（7月14日までコメント募集）されたIFRIC公開草案（D1）では、排出総量を抑制するように、当初排出権が割り当てられるが基準以上の排出量が生じた場合はペナルティが課せられ、また、取得した排出権は、超過主体と削減主体間で取引されるような仕組みでの取引が前提とされていた。